

合理的配慮について

◆合理的配慮について

障害のある学生は「障害者差別解消法」という法律により、学生が修学の困難に対して、周囲の環境調整を行う「合理的配慮」を求めることができます。

本学では、障害に関わらず、何かしらの原因で通常の受講形態での就学が困難な場合でも、本人との面接をふまえて、関係教職員との話し合いをした上で、可能な範囲での配慮内容が協議され実施されます。(図1 合理的配慮申請から実施までの流れ 参照)

合理的配慮の申請には、診断書や検査所見等の根拠資料を求められ場合があります。

◆合理的配慮における支援・提供について

「合理的配慮における支援・提供」とは修学上の困難に対して、周囲の環境調整を行うことで、環境調整とは、困りごとや困難さを感じにくい環境を整えることです。ストレスや困難が生じやすい環境を調整することで、心理的・行動的な困難を減らすことができます。合理的配慮の提供の例としては、次のようなものがあります。

- ・苦手な音がある → イヤーマフを着用
- ・作業に時間がかかる → 課題の締め切りを延長
- ・眼の病気でまぶしい → サングラスを着用、座席位置の配慮
- ・病気で休みがち → 休んだ日の伝達事項や配布物を提供
- ・会話が苦手 → グループディスカッションのルール確認
- ・文字を書くのが苦手 → 黒板の撮影許可

※環境を整えることですので、困難さを軽減するために必要な機材、またはその購入費用を本学が提供するとは限りません。

申請方法について

合理的配慮の申請は学生相談で受け付けています。学生相談は原則、予約が必要になります。学生相談室に直接来室、あるいはメールにて予約してください。学生相談室は、図書館1階エントランス右(南側)にあります。利用曜日や時間は MAS や、学生相談室前掲示板でお知らせします。

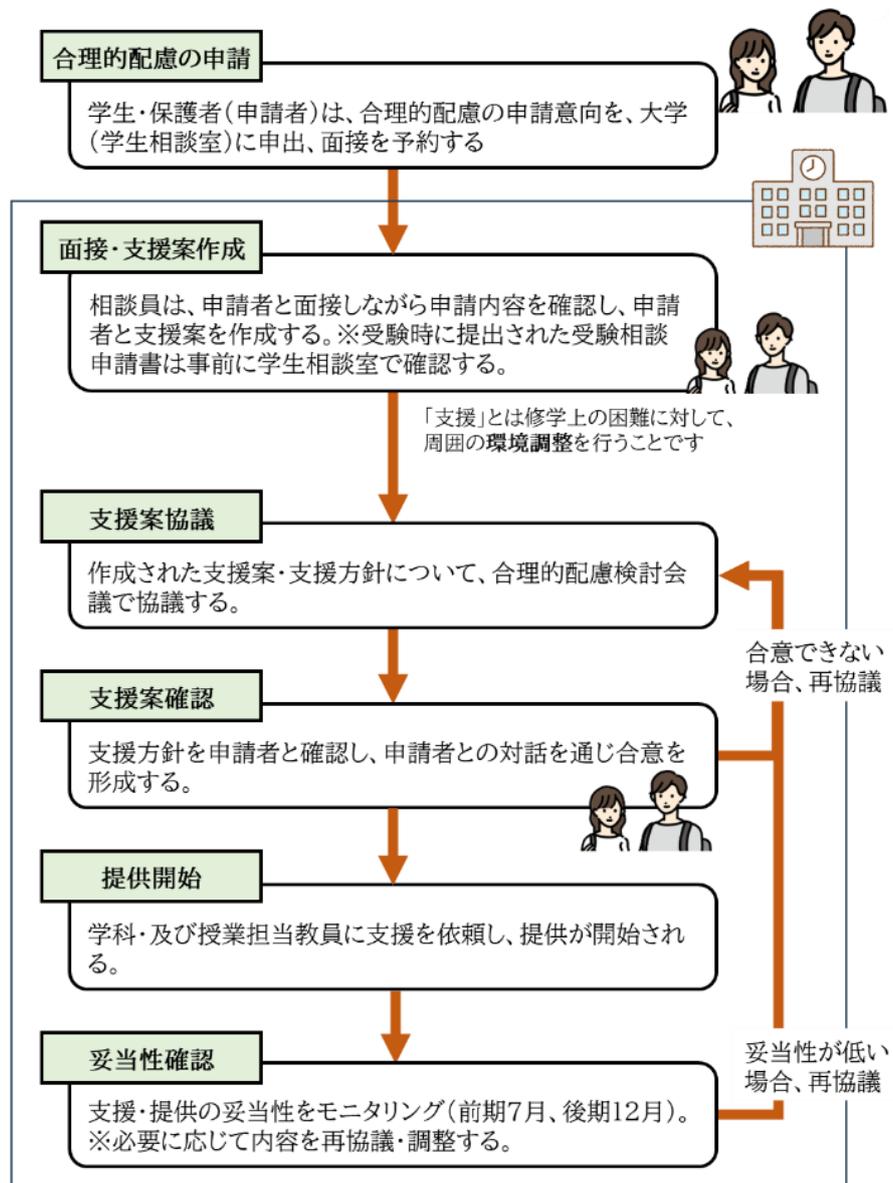
メールの場合

・件名は、面接予約 とし、

・本文に、あなたの「お名前」「学籍番号」「連絡先」「申請内容(合理的配慮の申請)」「面接希望日」を明記し、

武蔵野学院大学学生相談室(soudan@u.musa.ac.jp)までお送りください。後日、面接候補日および必要な書類等をご連絡いたします。※面接日は最初の希望日通りになるとは限りません。

図1 合理的配慮申請から実施までの流れ



合理的配慮申請後の面接から、環境調整の提供まで、およそ1カ月かかります。